

全員協議会会議録

1 日 時 令和6年5月28日（火） 13時28分開会 15時02分閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・
橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生・
議長：山下清美

4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎

5 説明員 町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦

6 議 件

（1）町長からの申し出事項について

（2）議会運営委員会からの報告事項について

①6月定例会議案の審議方法について

②審議日程の見通しについて

③北海道町村議会議長会議員研修会について

④模擬議会について

⑤議会モニター会議について

（3）その他

①クールビスの取組みについて

②今後のスケジュール（6月定例会等）

③常任委員会（合同）道外視察研修について

④議員の請負の状況の公表に関する条例及び施行規程に基づく報告について

⑤カメラ（録音機能付き）USB充電器に係る報告

⑥その他

7 会 議 録 別紙のとおり

【開会 13:28】

(1) 町長からの申し出事項について

山下議長：只今より全員協議会を開催する。今回は6月定例会に向けた内容となる。最初に町長から挨拶をいただく。

町長（阿部一男）：皆さんお疲れ様。今日の議員協議会に第4回の定例会、6月7日から始まるけれども、その中身について皆さんに色々と事前に説明をさせていただきたいと思うので、どうぞよろしくお願いする。

山下議長：それでは1番目、第4回定例会について執行側から説明をいただきたいと思う。

町長：それでは私の方から定例会の中身について、提案のものについて説明をさせていただくけれども、2時からシルバーセンターの総会があり、それに出席ということになっているので、私が説明する部分について最初に説明をさせていただく。6月定例会に議案として提案する副町長の選任の件について説明をさせていただく。現山本副町長については、令和2年6月19日に副町長に就任されて、令和6年6月18日で4年の任期満了を迎えることになる。このことから新たに副町長の選任が必要となるので、現山本副町長の再度の選任について、今定例会に提案するものである。山本氏におかれては、清水町字下佐幌西1線125番地にお住まいで、昭和39年8月20日生まれの現在59歳である。昭和58年3月、清水高校を卒業後、4月に清水町役場に奉職し、以来、企画課、税務課、総務課財政係、農林課、水道課、議会事務局等幅広い分野で町職員として活躍してきたところである。その後令和2年6月19日に副町長に就任し、特に平成16年に財政改革担当として本町財政の健全化の基盤を築いた経験を活かした中で、現在副町長として安定した町財政運営に取り組んでいただいているところである。実直で先輩や同僚、部下にも信頼が厚く、副町長として今後も役場内の取りまとめ役として最適任であると思うので、今6月定例会に選任、再任についての提案をするので、同意についてよろしくお願いしたいと思う。以上私からの議案に対する説明にさせていただく。

副町長（山本 司）：続いて、6月定例会の他の議案について説明をさせていただく。議案書をご覧ください。最初に条例の一部改正についてである。議案第42号、町税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正に伴う条例の改正である。主に町民税の寄附金税額控除等の条文改正が主たる内容となっている。続いて議案第43号、清水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、基準の一部改正に伴い、本町には現在ないが、保育所型事業所内保育事業所等における満3歳以上児の職員配置の最低基準が、改善されたことによる条例の改正である。続いて補正予算である。議案第44号から第49号は、令和6年度一般会計ほか5会計の補正である。一般会計についてのみ申し上げる。他の特別会計も同様であるが、4月の人事異動等に伴う職員人件費の補正が主なものである。7ページ、歳入より説明する。15款2項1目5節3番、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金9,689万6千円の追加は、2つの事業に対する補助金の合計となる。1つ目の事業は、令和6年度新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となった世帯への低所得者支援給付金事業に対する補助金である。2つ目の事業は、定額減税補足給付金事業として、定額減税しきれ

ないと見込まれる納税義務者への補足給付金を支給するための補助金となる。歳出予算でも説明するが、詳細は別冊議案説明資料7、8、9ページに詳細を記載しているので、合わせて後程ご覧いただきたいと思う。次に8節、情報化推進費補助金261万9千円の追加は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定によるものである。18款1項2目、特定寄附金50万円の追加は、図書購入に対する指定寄附1件によるものである。19款1項1目、財政調整基金繰入金2,144万8千円の追加は、今回の補正予算の調整額としての補正である。8ページ、21款4項3目3節27番、自動車事故共済金230万円の追加は、令和4年9月28日発生の牧場作業車両事故に係る相手方への解決金の財源として、全国自治協会から収入する補正である。44番、ワクチン生産体制等緊急整備基金助成金1,660万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種が、今年度から、65歳以上の方及び60歳から64歳までの基礎疾患を有する方を対象にした定期予防接種となる。今年秋以降の接種となり自己負担を伴うものとなっており、接種費用については一人当たり、ワクチン代11,600円と医療機関の接種手数料3,700円を合わせた15,300円程度と見込まれる。国からワクチン代の価格高騰を受け、一人当たり8,300円の助成が行われるため補正となる。次に、9ページ以降は歳出の説明になるが、はじめに人件費の補正について一括して説明する。28ページ、給与費明細書、1特別職、一番下の比較欄をご覧いただく。長等の区分、共済費1万5千円の追加、その他の特別職の区分、共済費6千円の追加は、共済費の負担額の確定に伴う補正である。29ページ、2一般職は、職員の異動等によるものである。4月1日付け人事異動に伴う昇給、昇格、諸手当の異動、共済費の負担金の確定に伴う増減により、報酬で354万1千円の追加、給料で72万4千円の追加、職員手当で4万4千円の減額、共済費で593万9千円の追加である。30ページは、会計年度任用職員以外の内訳、31ページは会計年度任用職員の内訳となっている。32から34ページは、増減の明細となっている。9ページ、只今、人件費にかかる説明をさせていただいたので、各費目に計上している人件費の説明は省略させていただく。9ページ下、2款1項12目、情報化推進費261万9千円の追加は、地方公共団体情報システム機構で広域運用している自治体中間サーバー・プラットフォームの更新負担金の補正である。11ページ中ほど、3款1項2目、社会福祉施設費30万円の追加は、各福祉館の施設修繕において予算執行が多く、今後の老朽化対応に備えるため施設修繕料の追加である。3目、老人福祉費、繰出金67万円の追加は、介護保険特別会計補正予算に伴うものである。12ページ中ほど、7目、保健福祉センター費330万円の追加は、ボイラー室の加圧給水ポンプ更新工事の補正である。12目、住民税非課税世帯等臨時特別給付金費は、右側の説明欄で説明する。住民税非課税世帯等生活支援給付金事務である。22節10番、国庫道費補助金返還金43万7千円の追加は、令和5年度分確定による返還金の補正である。次に、低所得者支援給付金（令和6年度非課税世帯等）事務である。令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円、なお、世帯内で扶養されている18歳以下の子どもがいる場合については、1人当たり5万円を加算し、現金により支援を行うものである。10節10番、事務事業用消耗品費から給付金システム改修業務委託料で51万6千円の追加、18節30番、低所得者支援給付金で2,100万円の追加となる。次に、定額減税補足給付金事務である。令和6年度税制改正により物価高に対応し可処分所得を増やすため、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対して、定額減税しきれない額を、現金により支給し支援をするものである。2節40番、2号職員給料で77万6千円の追加から事務費が追加となる。12節50番で給付金システム改修業務委託料で168万3千円の追加、18節30番、定額減税補足給付金で7,000万円の追加となる。16ページ下、4款1項1目、保健衛生総務費、27節10番、国民健康保険特別会計繰出金10万7千円の減額、27節12番、後期高齢者医療保険特別会計繰出金157万2千円の追加は、それぞれ特別会計の補正予算に伴うものである。2目、保健予防費、12節54番、予防接種委託料（新型コロナウイルスワクチン分）2,400万円の追加は、ワクチン

代金の他に、医療機関で接種手数料として1人当たり3,700円かかるが、この経費については町で全額を負担することとし、ワクチン予防接種委託料として予算化し、対象者の負担軽減を図るものである。続いて18ページの下、6款1項5目、牧場費、21節14番、牧場作業車両事故解決金230万円の追加は、令和4年9月28日発生の牧場公用車事故に関わり、裁判所からの和解勧告を受け入れることとし、相手方への治療費、後遺障害、及び休業補償費としての解決金となる。22ページ中ほど、9款1項2目、消防団費35万8千円の追加は、3月31日付けで御影消防団員1名退団により、機関員が1名欠員となったことから機関員を養成するため、消防団員大型自動車免許取得業務委託料の補正となる。23ページ下から24ページ、10款2項1目、小学校管理費4万2千円の追加及び24ページ中段、3項1目、中学校管理費4万3千円の追加は、いずれも学校授業目的公衆送信使用料になる。これは、授業における著作物のインターネット送信について、許諾を得ることなく行うことが可能となるよう補償金を支払うためのものである。24ページ下、4項4目、図書館・郷土史料館費、17節10番、図書館資料50万円の追加は、図書購入目的の指定寄附1件による補正である。以上が、一般会計補正予算の主な内容である。続いて議案第50号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、法律の改正に伴い、現行の被保険者証が12月2日で廃止されることから、広域連合規約の一部を改正するため、構成市町村として議決を求めるものである。議案第51号、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定については、補正予算でも説明したが、令和4年9月28日発生の牧場作業車両による交通事故について、令和5年4月28日に提訴され、訴訟事件となっていた。函館地方裁判所から令和6年4月22日に出された和解勧告に従い、解決金として原告に230万円を支払うことで、原告の内諾を5月14日に得たので議決を求めるものである。内容としては治療費、後遺障害及び休業補償の費用となる。なお、対物賠償額288,273円は、令和4年12月に支払い済みであるが、金額が確定となったことから合わせて議決を求めるものである。なお、この件に関しては令和4年10月に臨時会で行政報告、令和5年5月26日に全員協議会で訴訟になったという報告をさせていただいた。続いて議案第53号、人権擁護委員候補者の推薦について再任を求めるものである。以上議案の説明とする。

山下議長：今回説明した部分の議案等に対して質疑があれば受けたいと思う。

川上議員：低所得者の支援給付金、もう1本、定額減税の補足給付金の事業があるが、これはプッシュ型ということによろしいか、それとも申請なのかどうかを確認させていただく。

副町長：プッシュ型で給付するということになる。

山下議長：他に確認する事項はないか。なければここで説明員には退席願う。暫時休憩する。

【休憩 13:55】

【説明員退席 13:55】

【再開 13:56】

(2) 議会運営委員会からの報告事項について

① 6月定例会議案の審議方法について

② 審議日程の見通しについて

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて議会運営委員会からの報告事項について議運委員長お願いします。

橋本議員：議会運営委員会で協議した結果について報告する。6月定例会議案の審議方法については、条例の一部改正、補正予算、一般議案は今までと同様に本会議審議することとした。人事案件の採決方法については起立採決とすることに決めた。審議日程の見通しについてである。第4回議会定例会は6月7日から18日までの12日間で、6月7日金曜日に議会運営委員会委員長報告、行政報告、一般会計以下6会計補正予算、その他議案、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定、工事請負契約の締結3件、これは追加議案として当日配布される予定である。それから請願3件は所管委員会へ付託する。所管事務調査について報告がある。6月13日木曜日には請願3件、所管委員会の審査報告、一般質問、6月14日金曜日に一般質問の2日目、6月18日火曜日に条例の一部改正2件、人事案件、副町長の選任である。その他議案として北海道後期高齢者医療広域連合規約変更と過疎地域持続的発展市町村計画の変更、それと人権擁護委員候補者の推薦、請願が採択の場合は意見書、所管事務調査の申し出、議員の派遣についてとなり、正式には5月31日の議運で確定する予定である。以上が協議された結果である。

山下議長：これについて質疑あるか。

鈴木議員：確認だが、人事案件に関して起立採決と言われていたけれども、なじまないと思う。過去にもほとんどそういうことはない。特に記憶にある範囲では、ここにいる方で記憶ある方は、本当に1回ぐらいしかないはず。わざわざ変えるというのは、人事案件の部分については分かりやすいからいいという問題ではなく、より実際の報告をするべきだと、報告というか投票をするべきだと、これまで何故起立ではなくて無記名投票になっていたかという過去の歴史、経緯を踏まえた上で、どのように解釈して起立採決にされたのかというのを、どちらにしてもいいけれども一応報告事項であるので、確認だけさせていただきたいと思う。

橋本議員：これについては議論あったけれども、人事案件についてこれまでずっと投票でやられていたということではなくて、その都度議運で判断されていたというように考えている。それぞれの委員の意見を聴取していく中で、起立採決もしくは記名投票という意見が多かったので、そのように最終的に議運の方向とさせていただいたということである。

鈴木議員：ということは最初から起立採決ありきで、無記名投票ということが、なぜこれが起こったのか、なぜ無記名投票をやっていたのか、それぞれの議運で決めたと言っているけれども、ほとんどない、私の記憶では1回だけあったけれどもそれ以外はほとんど投票であった。今回に限ってそのようにやられるのが、特に皆さんから意見がなく、それでいいからやるといった考え方でいいか。もう1回確認するが、そういう説明だったけれどもそれでよろしいか。

橋本議員：過去のことについては、私も昔はやっていて途中抜けているが、そこは事務局に調べてもらえばどうであったかというのは事実としてわかると思う。各委員から出された意見の細かい内容について触れれば、前回、人事案件において無記名投票でやった結果、町民からのそれに対する評判があまりよろしくなかったとか、そういう声が結構届いていたりとか、どなたが誰にということがわからない方がいい場合もあるのかもしれないけれども、議題として上がっているものについては、はっきり分かった方が良いのではないかという意見もあったということから、そのようなまとめ方をさせていただいたということである。

山下議長：過去の起立採決やった部分について、事務局で最近のわかる部分について説明を付け加えていただきたい。

議会事務局長：平成28年3月、前副町長の時に起立採決を行っている。その時には賛否の公表を議会だよりやホームページ等で行っているというところで起立採決を平成28年3月の副町長の時からそのような形に決めたということである。令和2年3月の時には議運の中で無記名投票と決めた。同年6月の時には同じく議運の中でその時は起立採決と決めて本会議に諮ったということである。

鈴木議員：平成28年は私もいたので、議運のメンバーだったので覚えているけれども、それはやっている。ただ、今決めたではなくて、そこそこで決めていくわけで、言い方が間違っていると思う。そこは訂正させてもらう。いいけれども、その中で誰がどうのこうのという説明があったけれども、逆に言えばあれで良かったという意見も沢山あったわけで、要は無記名の方が逆に波風立たないからいいのではないかというような意見も多々寄せられていたということは、多分そういう声は耳に届いてないから今そういうような説明になったと思うけれども、どちらでもいいけれども、どちらでもいいなら言うなという話だけれども、なぜ無記名投票にして、今まで多くが無記名投票になっているはず、絶対的に、過去にもそうだと思っている。その流れというか歴史的な部分と、やはり小さい町だからこそ本当のことを言えない、言いたくない、数紛れたいとかいうのは無きにしも非ずなので、こういう部分については慎重に扱ってほしいと、次からもあるかどうか分からないけれども、次もあるかもしれない、なんだかんだ言って、これについては議運はもう少し調べるなり、その一瞬の気持ちだけではなくて、もう少し長い目で見てほしいと、過去をもう少し遡ってみてほしいと、もう少し大人になってやってほしいという要望だけしておきたいと思う。次、審議日程の中で6月7日に補正予算も初日にやってしまうと、何もないからいいけれども、ただ、これに関わるコロナウイルスに関わることとか、さっきのブッシュ型から言っていたような、この給付金の関係、低所得者に対する支援給付金に関することについても、一般質問する方でこのぐらいやった方がいいというような話をしたとして、要は話が合わない、だからこそ大分前から言ってようやく数年前に補正予算の前に一般質問しないと一般質問が形骸化してしまう。もしコロナの質問して何して、コロナの質問したらおかしい話である、採決で賛成した、反対したらいいのだろうけど、でも賛成しても決まってしまったやつ反対したと、反対したらいいのだろうが、でも決まったやつ反対したとしても、決まったやつをほじくり返しても何の意味もない。だったら質問でしっかりとした意見をぶつけ合った上で最終日 補正予算というのがずっとやっていたけれども、去年ぐらいからなくなった。半分くらいはやっているけれどもちょっとしたことが実はやっていない。だったら議員3回の質問でなんとかしろと言うならそれまでだが、一般質問と絡めた場合を考えた時に、一般質問が形骸化して、一般質問している議員も意味がないと自分たちで決めているようなものだから、なぜまた補正予算が最初に来たのかその説明をお願いする。

橋本議員：一般会計補正予算が初日になっている部分と言うのは、それにかかる議題があって、損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定というのを早く審議して、そこで結論を出すという部分、それから工事請負契約の締結についても少しでも早く事業に取り掛かれるようにということで、一般会計と結びついているということからである。一般質問との関係についても審議したが、議案を徹底審議することと、一般質問で町長の見解を正すということは個別具体的なものと町を目指すべき理想というものの間で、それが一緒になって意味がなくなるということはないという判断をしたところである。

鈴木議員：全くもってよくわからない。例えばさっき言った裁判所の云々の関係、こういうものは得意の専決処分でもよかったと思うし、本当に急ぐなら、急がないだろう現実的に、後で出されるという工事契約の金額また場所について、例えばそれは6月7日にやるべきなのか、1週間、10日遅れて最終日にやるのか、それによって業者は本当に困るのか、そこまでわからない。何の工事かわかって協議されたのかとしつこく言っているが、それなら一般質問いらないだろうと、そもそも論で、議員は何しに議員になっているのかといったら、町政に対して予算も含めて審査しなければならない立場である。審査の機会を失わすことをわざわざ議員自らやるということは、もう議員いらないと否定しているとしか考えられない。

桜井議員：この件については執行側に何回も申し入れて、執行側も一般質問に影響ないようにということで調整をしていたはず。体制が変わったから元に戻ったのかわからないけれども、そういうものを申し出るべきだと思う。一般質問というのは議員にとっては必要不可欠なものであるし、何ら影響を受けてはいけないと思う。そういう要請を今までしてきたし、執行側もそういう体制を取ると約束をしていたいただいた経緯もあるので、そこでもう一度確認していただきたいと思う。今回は該当するかどうかかわからないにしても、そういう申し入れをしたということは今までであったので、その辺確認をお願いします。

橋本議員：工事請負の件の3件については、全て3月の予算議会の中で審査されて決議を得ているものであるということで、これについて町長の見解を改めて問うということではなく、議案の審議をしっかりすることになると思っている。そこは確認しているところである。それから、一般質問できないというか、ここで審議したことだから一般質問してはいけないということはないと捉えている。

鈴木議員：整理しするが、先にコロナワクチンの云々3,700円だとかなんとかという話をして、それいいのか悪いのかを、コロナ反対される方もいるし、そんなの必要なかと言っているけれども、プッシュ型というか国からこうきているという話で、ではその金額が正しいのかどうかというのは、3回の質問でできるか。やれと言うならやるのだろうが、町民にまずはどうなのかという考え方、上程する側がどのくらいの気持ちでやっているのかというのを分かった上で我々判断しなければならないから、難しいことを言っているわけではない。予算決まる前にとか決まった後に賛成反対して、例えば反対した人がやっぱりおかしいと言っても、決まっただろうと、それに何質問してるのかという世界がある。

中島議員：工事請負というのは予算で協議しているのは、町としてやっていいかを協議している。契約というのは全然関係ない。正しい入札行為を行ったかどうか、そして正しい競争の中で決定したかどうかという判断だから全然意味合いが違う。

鈴木議員：だから最初に言っているのは、一般質問は何のための質問と言ったら、財政出動または行政のやり方についてを正すというやり方、正すと言っているのか、基本正す、正すということを議員としての役割でもあるし権利でもある。それを途中で議員自ら補正予算どんどん決めていって、はいどうぞと言われたって、議員のいる意味がないという話に、そもそも論になるからこれを変えていこうと何年も前から、多分5、6年前、前期の前から変えていっている。時間かけて変えていっているというよりは昔に戻した。しばらくやっていなかった、補正の方が先だった。それはおかしいと言って少しずつ少しずつ改正して、何年か前からそれを専守するというのでやっていたけれども、また戻っている。戻す理由は何と聞いたら、私みたいなうるさい奴を喋らせたくないというはわかるけれども、ただし、町民にとって不幸でしかない、町長が出したものは皆正しいというのは大きな間違いであって、考え方を聞かなければならないというのは私たちの仕事な

ので、それを取り上げるというのであれば、そもそも議員の一般質問も考えればいいし、質問は一人一回しかできないと制限つけるくらいの気持ちでやるのなら、まあ徹底的にやるけれども、中途半端にやられるのは、議員が議員としている理由がないとなってしまうので、報告事項だから変えるとは言えないが、前回も言っている、同じこと何回も言っているけれども、もう少し過去の経緯と町民に対してどれがベストなのか、ベターではなくどっちがベストなのかということをやってほしい。いくら言っても変わらないということは、何もわかっていないとか理解していないけれども、これでいくならどうぞ勝手にやってくださいとか、私はやれる範囲でやるしかないと思っているけれども、ただ言える協議会だから言うだけの話であって、でも、こんなことやっていたら町民離れていく。何のための議員なのかとなりかねないので、ぜひ、あっさりとは流すのではなく、しっかりと協議してほしい。議長もこれまでの経緯は知っていると思うので、方向性を精査して欲しいと強く思う。最終的には要望でしかないので、要望である、よろしくお願いします。

山下議長：この件については議運の方で審議された結果なので、進め方についてはご了承くださいと思う。また、補正予算に関わって議案と絡むような、急ぐような補正予算については別として、これから出されるように努力をして欲しいということで町長に伝えたいと思う。今後の提案する補正予算についてはもう少し分けながら出してほしいということで伝えたいと思う。今回についてはこの進め方でよろしくお願ひしたいと思う。

中島議員：人事案件について採決のあり方については、実際に過去に何回か話し合いがあった記憶はある。その中で、対象は昔で言えば助役人事、それから収入役人事、教育長人事、これについては投票が多かったように覚えている。他の人事案件については全部承認とか採決しても起立ということで、私の記憶では今言った昔の三役、今は収入役という制度はないから、その方達については記憶ではほとんど投票で実施していた、というのは投票の結果として、これは実際に過去において白紙投票というのもあった。それは無記名で投票した場合に意思表示できる可能性があるわけである。しかし、採決であった時にこういう人の意思表示をどう表せるのかという考え方も一つある。だから今話したとおり、投票の対象者は副町長と教育長だろうと思う。その時に過去においては白紙投票というのもあった。だからその辺の意志については、どうやってその人の意思を汲んであげるかということは、起立であれば表しようがないという思いがあるから、過去やっていたとおりやらないで変えようと、それが議会の改革の一つだと、これ大きな間違いだから、これは改革とは言わない。人事案件について変えるというのは、ただ変えた、変更というだけである。だからその辺の言葉のやりとりからして、どれが正しいかは別として、三通りある。起立の場合は二通りしかない、立つか座っているか。人事の場合にはどちらにも判断できない場合もあり得ると思う。そういう人の意志はどのように汲んであげればいいのか、それを考えたら無記名投票なり記述投票でも構わないけれども、ただ前任者がやっていたから変えようというだけで変えていいものではないと思う。決定したから従うというのが筋かも知れないけれども、まだ時間あることだから、その辺も全員協議会で反対とか賛成ではなくて、流れとしてそのような流れがあったということをして、私は再検討したいと思っている。

橋本議員：議会運営委員会を開催した中で協議の結果、決まったことを報告したということで、そこから先のことについては全員協議会を経て皆さんにそれを踏まえた上で諮っていくということで、その先というものについては正直考えてはいない。

山下議長：白紙に関する部分というのは議運の中ではされてなかったという経過が、意思

を明確にするという部分の議論はされていたということで、それで起立採決ということで、そういった中にも過去においては中島議員から白紙という投票があった、棄権という形の投票があった、そういった扱いについてそこまでは議運の中では審議されてなかったと私も同席して考えている。審議について再度人事案件の扱いについてだけ議運にもう1回再考いただくということでよろしいか。今度の議運の前に議運の中で人事案件の扱いについて過去のことももう一度再点検しながら、そういった部分踏まえて再度人事案件の扱いだけ協議させていただきたい。

橋本議員：手順として議運に差し戻されて、再検討ということは想定していないので、もしそこで進め方についてということであれば、この全員協議会で決めていただければと思う。議運としては既に協議は終わっている。

山下議長：議運では協議についてはここまでということなので、最終日が人事案件の予定になっているので、その途中で全員協議会を予定しているので、それまで過去の人事案件の扱いについて事務局の方でどのような扱いをしていたか、全て確認をしながらそういった背景をもとに全員協議会で諮らせていただきたいと思うがよろしいか。

橋本議員：もし議運の結果と違う答えなのであれば、今日ここで決めていただきたい。開会前に報告をして議事日程等決めて報告するので、入ってからということはない。

中島議員：議運で慎重に審議して答え出して、違う意見出たら皆で決めてではなくて、これはこうすることで決まったからということでの理解を求める説明というのもあるってしかるべきだと。そう言うならあなたたち決めななんて開き直った話にはならないと思う。だから今私が言ったことに対して、十分それらも含めた中で考えたとか、協議した結果だと言えばそれまでのことだから。

橋本議員：先ほど1回目の説明で、基本的には起立採決でその後質疑を受けた上の中で、議会運営委員の中で協議した中では、起立採決または記名投票ということで意見が出ている。つまり、必ず意思表示をするということで、白紙というのが例えば白紙が多くなった時に、白紙そのものが意思表示をしていないという捉え方で議運の中では協議をしていたということである。白紙についてどうするかというような議論はしていないけれども、出てきた意見の中では、起立採決もしくは記名投票ということで、町民にも分かりやすい、そして意思表示をしたものがはっきりと残るような形で採決を行うということに協議の結果それが多数となって決まったわけだから、白紙についてそれはないというのは議論していたとかしていないとかいうことではなくて、意思表示をしっかりとした上で、それを町民に明らかにするという方向がそこで決まったということである。

山下議長：意思表示の方法としては起立採決あるいは記名投票という話が議運の中でされていたところある。そして、中島議員が言われた白紙に関わる意思表示というのもあるという部分について、考えると記名による投票にすれば白紙で記名で投票するという方法になるので、記名による投票ということで進めてよろしいか。

中島議員：議員が責任持って自分の意思を町民に対して云々という、これは他の案件と違う、人事案件である。人事案件を全て町民に反対したとか賛成したとか、そういうものまで本当に必要か、他の案件は別である。ということは、議案について可決否決されたものについて、何年か前にあったけれども、それを賛成したから云々、反対したから云々という話、これは反対したら説明したらいい、来た時に。人事

案件というのは、反対してそれなぜ反対したのかといたら、個人的な話をしなければならなくなる。そうだろう、他の案件はこうだからこうやって手順的だとか予算的にせっかくやるのにもう少しつけてほしいから反対したとかいう説明ができる。人事案件については人の事だから、反対したら反対した理由ということはいいいことは出てこない、基本的に。そうなった時のことを考えたら、でてきたものは全部賛成するという発想で対応していれば別だけれども、なぜ賛成したのかと聞かれた時に、提案されたから賛成したという問題とは違う。個々の議員の立場で説明責任というのはあると思うけれども、あまりそういう問い合わせはない。ただ反対した場合にそういう理由が出てきたときに、人に関しては人のことを言わなければならなくなる。そういう面からいくと、決定については委員長がこれ以上は審議できないというような話だから、それはそれでいい。ただ、問題はそういうしこりが残ってしまうということを、今後先のあることだから皆さんは、そういうことで今までやっていたのを変えようということが全てではないということをご承知おき願いたい。以上である、反対とか賛成ではない。

橋本議員：反対した場合の説明というような話があったけれども、人事で質疑・討論というのは多分ないと思う。町民から聞かれたらという点についても、逆に誰が賛成したか反対したかわからない中で、町民の誤解を受けたというような議員もいるということも一つ重要なことではないかと思っている。

③北海道町村議会議長会議員研修会について

山下議長：最終的にこれについては起立採決で進めさせていただきたいと思う。色々議論あったけれども理解をよろしく願います。続いて3番目、北海道町村議会議員研修会について、議運から報告願う。

橋本議員：3番目の北海道町村議会議長会議員研修会について事務局より説明願う。

議会事務局長：期日は7月6日火曜日、13時から16時半である。会場は昨年と同じコンベンションセンター、6月最終日に議員派遣の議決という形で研修会出席となる。移動手段の貸切バスは手配済みである。昼食は会場で弁当または隣接施設ということであるが、去年お弁当を用意させていただいたので、今年も同様の方法と思っている。当日の日程は昨年とほぼ同じで、支所前を8時45分発、9時役場前発で高速通って11時半頃到着し、昼食で研修を終えて帰ってくる。役場着19時15分、御影支所着が19時30分ということである。

山下議長：このように進めさせていただく。議運の中では講師等がはっきりしているかということであつたけれども、まだこちらに報告は来っていない。また、十勝の議長会の中でも講師の先生については疑問があるという話をさせていただいて、道の議長会の方にも講師の選定にあたっては、今までみたいな部分ではなくて勉強になる部分の講師をお願いしたいということで申し付けてある。この流れで道の議長会の研修会は進めさせていただきたいと思う。

鈴木議員：2年連続ぐらい、初めての人はあれだけれども、その前の年もひどかった。報告ができないような状態になったぐらいひどい、正直言えば。それこそ次の話でしようかと思っているけれども、議員派遣だけれども全部行く必要あるか。そもそも行く必要あるのかということは議運で確認はされたのかだけ確認したい。これだけあまりにも聞いていても報告できないような、何言っているのかさっぱりわからない、国政の話ばかりされても仕方ない。国政の人間ではないので。国政も大事だけれども、町政とかそういう地方自治の話ならまだ勉強する、時間かけ

ていく必要があるけれども、ここ連続の話は何にも繋がらないと思っている。途中で研修でも入れているなら話は変わるけれども、そうでもないの、参考までに議運では全員出席なのか任意なのかという話し合いになったのかどうかだけ確認させていただく。

橋本議員：中身についての疑問というのは前回も出ていたし、何とも言えないところであるが、だからといって全員で行かないことにするというところにもならないし、検討する材料がないということはあったけれども、議長からも値のある講義と研修にするようにということは常に申し上げているという話もあったので、そこに期待をしているというところである。

鈴木議員：できれば行きたくないなと心の底から思うけれども、移動手段で貸切バス手配済み総務課予算措置と書いてあるけれども、議会で持っていたのではないのか。

議会事務局長：総務課でバスの借上げの予算を持っているので、どこかの課で使うとなったら総務課に申請して借りてもらって使うという形である。

④模擬議会について

山下議長：道の議長会の研修会についてはよろしく願います。続いて4番目、模擬議会について、今の状況について報告がある。

橋本議員：清水高校生による模擬会についてであるが、先の議運において、今年度の開催及び開催要領について決定をしたので、資料をご覧いただきたいと思う。5月1日に清水高校と打ち合わせを行ったけれども、具体的な事業スケジュールがまだ示されていないので、詳細については今後学校から計画が示されて、それに対応するという形になろうかと思う。去年は4人の生徒で男女2人ずつに分けて2班という形で行ったが、今年は14名の参加ということで、一昨年感じに戻ったというようなところで、議員の皆さんにはそれぞれ役割を担っていただくことになると思うのでよろしく願います。

山下議長：高校の方も担当者が変わって、スタッフも管理職も変わったので、具体的に日程まで詰まっていらないような話があったが、例年どおりこの事業はやらせて欲しいということで言っていたので、例年どおりの流れでされるということで押さえておいていただければと思う。よろしく願います。続いて、議会モニター会議について報告がある。

⑤議会モニター会議について

橋本議員：議会モニター会議の1回目については、7月17日水曜日、19時から第2委員会室で予定している。内容については6月定例会までの議会活動に対する意見他ということになっている。出席者が少ないということで指摘を受けているので、今回については事務局に参加確認をしてもらっている。

(3) その他

①クールビスの取組みについて

山下議長：事前に確認したところ、日程調整はできるということで全員の出席が今は可能な状況だということで連絡を取っているところである。7月17日19時からモニター会議があるので、日程調整方よろしく願います。議運からは以上である。その他の事項について、クールビズについての確認である。昨年秋にこれからは町に合わせてそれぞれネクタイの使用についてはやっいてこうということの今回再確認の意味でここに書かせていただいた。それから、6月定例会のスケジュールである。これについては事務局願います。

②今後のスケジュール（6月定例会等）

議会事務局長：スケジュールである。5月31日金曜日、一般質問の通告の受付日である。いつもどおりだが、本文の他新聞チラシ用紙についても一緒に提出いただくよう改めて願います。

③常任委員会（合同）道外視察研修について

山下議長：続いて常任委員会の道外視察研修について、これについては正副議長と両正副委員長が集まって、日程調整を事務局で行っていただいたところである。東京都北区の議会の空いている日が9月26日ということで、それ以前に24日神山町、25日梶原町ということで2町を回り、26日に北区に行く、そして出発が祭日になるけれども、23日出発の予定ということで日程を組ませていただいた。目的の部分についてはこの形で出させていただいている。具体的な視察事項、神山町では2班に分かれて、3の部分について、町の将来世代については一緒に合同で話を聞く、梶原町についてはそれぞれ別れて話を聞くという日程で考えている。北区については合同で、所管事務の項目についても付けながらここでは進めていきたい。日程等について一覧がある。事務局から説明願う。

議会事務局長：補足で説明させていただく。相手のあるところだったのと、こちらの日程も4日間空いている時というのがなかなかないので、9月のこの週ということで想定していた。しかし、北区が26日の午前中ということであればなんとかという話になっているので、イレギュラーだと思ってくれるけれども祝日の出発とさせていただきたいと思う。具体的な視察項目については、各正副委員長とも打ち合わせをさせていただいて、前段の予算取る時に出た話を総合して、このようなメニューで考えたところである。裏面、北区の部分ということで記載をさせていただいている。今現在申し込みをしている段階である。まだ正式な返事はいただいているけれども、この日程でなんとかお願いしたいということで申し込みをしているので、一応この日程でまずは皆様ご承知おきいただく。2枚目の日程、これは今現在おおよその案である。詳細についてはこれから協議しながら進めていきたいと思うけれども、初日は移動日のみである。2日目神山町、3日目梶原町である。その日夕刻に東京に戻り、翌日午前中に北区議会にお邪魔して、夜帰町という形である。裏面には行程表案ということで、これも予算時期に取ったものである。今お話しした行程表と合致しているわけではないが、おおよそ四国に到着してからの動きとしてはこのような形、かなり移動に時間がかかるけれども、真ん中に山があるものだから、峠越えにかなり時間がかかるけれども、こういう日程で行きたいということである。繰り返しになるけれども、今現在正式な返事がまだであるが、早めに打診をしないと日程調整ができないということで、今やっいてるので、正式に決定したらまた改めて報告したいと思うし、もしどこかの町がだめということになると、日程を練り直さなければならない可能性もあるけれども、

今現在こういう形で申し込みはしているのでお話しする。言い訳するわけではないが、お伺いする四国の2つの町とも、議会を通じた申し込みというのができない。あくまでも視察については町一本の窓口でやっているところなので、なかなか融通が利かないというところもある。他の町も行くのでこれしか取れないということをお願いはしているところなので、もう少し正式な報告までお待ちいただきたいと思うけれども、一応この予定を皆様知っていただければと思う。

鈴木議員：神山町に行きたくて10年くらい経っているのですが、どうしても言いたいのだが、初日いきなり徳島市宿泊になっているけれども、神山町に泊ると言ったら多分喜ばれると思う。確かに宿泊あまりないけれども。

議会事務局長：これに関しては現時点で勝手にページを埋めるために入れているだけで決まっていない。もちろん日程がまだはっきりしていないのに予約もできないから、その辺の余地はあると思うけれども、ただ、ホテル的なものがあるのかどうかも含めて。移動時間がかかるから、うまく移動とスケジュールが合うのかということもあるので、これは、あくまでも予算を取る時に作ったものをベースにやっているの、これで決定ではないので、お話ししながら進めていきたいと思っている。

山下議長：できるだけ研修先で宿泊をするということを基本にこれから日程調整をしたい。細かい日程についてはその都度相談をしながら進めてまいりたいと思う。続いて、4番目、議員の請負の状況の公表に関する条例の関係である。事務局願います。

④議員の請負の状況の公表に関する条例及び施行規程に基づく報告について

議会事務局長：条例と規定を改めて配布、様式も配布している。3月の議会で条例を制定した請負の状況の公表に関する条例で、それに基づく報告ということで、6月1日から30日の間に該当がある方については報告いただくことになっているので、該当がある方いたら議長宛に報告願う。改めてお話しするが、議員個人の請負なので、会社は半分を超えるようなところなので、あくまでも個人で請負をしているという事であるので、そこは間違いないように願います。わからないことがあれば事務局にご相談願う。

⑤カメラ（録音機能付き）USB充電器に係る報告

⑥その他

山下議長：続いて、カメラ録音機能付きUSB充電器にかかる報告である。これについては5月10日と5月の27日、昨日新得警察署の刑事係長が来庁して、私と局長2人でその報告を受けたところである。結論としては現段階では不立件、立件できない、事件としての構成ができていないとする結論である。捜査については留保という形で、終了せずに継続としているということである。この件に関して新たな証拠や展開、自首とかデータがネット上に流出しているとか、新たな展開が出てきた場合には、再度捜査の対象にしていきたいということではあった。また、これに関わって調書を作っているの、それについては3年間保存、これは時効の関係が3年間ということ、その間は保存しておくということで新得警察署の方で話をしていた。これについては釧路の方面本部とも協議をしながら、扱いについてはこういう方向で不立件ということになったということである。現状として、盗撮証拠がない、建造物の侵入といった部分の要件を満たしていないという

部分があるということで警察の方からあった。カメラの内容については中国製だったということで報告があった。カメラについてもしっかりと調べたようである。照会をかけたが相当数が出回っている、かなりの個数が出回っているので、購入者の特定は不可能だったということである。指紋も多く付着していて特定は難しいということであった。このような関係でカメラについてはそういうことである。事情聴取については議員全員、事務局全員から話を聞いたけれども、目的、時期が特定できなかったという部分が言われていた。ある程度特定できれば立件できるけれども、特定できなければ立件はできないということで、盗撮できるものであると知らずに単純にUSBに充電器として使用した可能性も拭えないという話もしていた。また聴取の中では控え室で聞かれないように話をするのではないかと、誰に聞かれてもいいような話しかしていない場所ではないかということで判断をした。またレンズの部分、これは斜め上方向らしくて、警察の方は検証しているようであるけれども、斜め上方向に向かっているので、そういった設置のされ方だったということで、特定の議員を盗撮する角度とは思われないという刑事の判断だったようである。証拠として任意提出したカメラは昨日返却をされたところである。事務局長がカメラについては保管をするように命じている。以上、これについては不立件という報告を受けている。あと警察の方からも思惑等で動かないようにということで話があった。これについては全員協議会の中で話をさせていただいたので、今後については思惑で動かないような部分がよいと思うので、各議員の方々よろしくお願いします。これについては報告済みとさせていただいて、何か新たな証拠、あるいは展開が出てきた場合にはまた警察に相談をさせていただきたいと思う。それ以外の部分でこうだったのではないかと、ああだったのではないかとという部分については、全員協議会でも議会としても動かないという考えで進んでまいりたいと思う。以上報告とさせていただく。次に、その他なければ以上で全員協議会を終了する。

【閉会 15：02】